

第**4**1期 定時株主総会 招集ご通知

弉	催	ĺ
Е	틙	Ŧ

2020年6月18日(木曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

開催 場所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール

第1号議案 剰余金の処分の件

決議事項 第2号議案 取締役6名選仟の件

第3号議案 監査役2名選任の件

議決権行使について

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、株主総会会場 へのご来場を極力お控えいただき、

郵送またはインター ネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。

期限

2020年6月17日(水曜日) 午後5時30分

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

証券コード 4739

目次

■ 第41期定時株主総会招集ご通知			 ٠.			. 2
■株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		 			. 6
(添付書類)						
事業報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 		 ٠.	٠.		17
連結計算書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		 ٠.	٠.	٠	52
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
監査報告書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 		 		1	59

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

当日ご来場される株主様は、**マスク着用**などの感染予防に ご配慮のほどお願い申しあげます。会場座席は従来よりも 間隔を空けた配置とし、満席の際にはご入場をお控えいた だく場合がございます。また、ご入場にあたりましては検温 を行う場合がございますことをご了承ください。

なお、株主総会当日の模様をインターネットにより映像と 音声でライブ配信いたします。詳細は5頁に記載の「イン ターネットによるライブ配信のご案内しをご確認ください。

今後の状況により株主総会会場において感染予防のための 措置を講じる場合や、株主総会の日時や場所等を変更する 場合は、下記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。 http://www.ctc-g.co.jp/ir/

本年は当日ご出席の株主の皆様へのお土産を取りやめさせ ていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげ ます。



パソコン・スマートフォン・ タブレット端末からも ご覧いただけます。



https://s.srdb.jp/4739/

CTCグループ企業理念

Slogan スローガン

Challenging Tomorrow's Changes

Mission 使命

明日を変えるITの可能性に挑み、 夢のある豊かな社会の実現に貢献する。

Values 価値観	Action Guidelines 私たちの心得
変化への挑戦	常に新しいことに取り組み、決して諦めずに臨んでいるか?
価値への挑戦	お客様が期待する以上の価値を、生み出しているか?
明日への挑戦	自由な発想で、よりよい明日の姿を描いているか?



代表取締役社長 菊地 哲

コーポレートブランドであるCTCとは、Challenging Tomorrow's Changesの頭文字をとったものです。

「スローガン」にもなっているこの言葉は、「明日を変えるITの可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する。」という使命を全うする意志を社会に対して示したものです。

事業環境が変化するなか、お客様が抱える様々な課題に対し、最適解を導き出すためのコンサルティング、その「解」を形にするシステムインテグレーション、そしてその後のシステムサポートまでをトータルに提供することにより、お客様の企業価値向上に貢献し、夢のある豊かな社会の実現につなげてまいります。

(証券コード: 4739) 2020年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 代表取締役社長 菊 地 哲

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、郵送又はインターネット等により、議決権を行使することができます。その場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」(6頁から16頁)をご検討いただき、次頁のご案内に従って2020年6月17日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1	日時	2020年6月18日(木曜日)午前10時
2	場所	東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール
3	会議の目的事項	報告事項 1.第41期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第41期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

その他株主総会 招集に関する事 項

(1) 代理人による議決権行使の場合

代理人による議決権行使の場合には、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、 代理権を証する書面を会場受付へご提出ください。

なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

(2) 議決権の不統一行使の場合

議決権の不統一行使をされる場合には、その旨及び理由を、株主総会の3日前ま でに書面で当社宛にご通知ください。

以上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。 (お知らせ) 1. 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社

ホームページ(下記URL)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。 連結計算書類の連結注記

計算書類の個別注記

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載 したもののほか、当社ホームページ(下記URL)に掲載した連結注記及び個別注記を含んでおります。

2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ(下記URL)にて、修正 内容を掲載させていただきます。

http://www.ctc-g.co.jp/ir/

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時

2020年 6月18日(木曜日) 午前10時開催

(受付は9時に開始いたします)

同封の議決権行使書用紙をお持ち いただき、会場受付にご提出くだ さい。また、議事資料として本冊 子をお持ちくださいますようお願 い申しあげます。

※ 代理人による議決権行使は、議決権を有する他 の株主1名を代理人として株主総会に出席いた だくことが可能です。

ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要 となりますので、ご了承ください。

株主総会にご出席されない場合



郵送(書面) による 議決権行使

行使期限

2020年6月17日(水曜日) 午後5時30分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に「パソコン等から議決権行使サイト ご返送ください。



インターネット による 議決権行使

行使期限

2020年6月17日(水曜日) 午後5時30分まで

対する賛否をご表示いただき、上「にアクセスしていただき、上記の 記の行使期限までに到着するよう「行使期限までに議案に対する替否 をご入力ください。議決権行使サ イト及び議決権行使方法の詳細に つきましては、4頁の「インター ネットによる議決権行使のご案 内」をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」を ご利用ください。

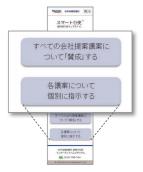
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権 行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくこと により、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で アクセスできます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み 取ってください。



※「QRコード」 は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行 使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を修正する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

「議決権行使ウェブサイト」 (ID・パスワード入力) による方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

- パスワード (株主様が変更されたものを含みます。) は今回 の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行 いたします。
- ■パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。当社よりパスワードをお問い合わせすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

ご注意

- 1 行使期限は2020年6月17日 (水曜日) 午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。
- 2 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが「議決権行使ウェブサイト」からご修正いただきますようお願い申しあげます。
- 3 郵送とインターネットにより、議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回ご行使された場合は、最後にご行使されたものを有効とします。
- 4 インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 5 インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその 状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託 銀行 証券代行部までお問い合わせください。 【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

○○○ 0120-768-524 (土日休日を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

インターネットによるライブ配信のご案内

当社は本定時株主総会において、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、株主総会会場での密集 を避けるため、インターネットにより株主総会の模様を映像と音声でライブ配信いたします。

なお、株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席および役員席付近のみとなります。 また、当ライブ配信用のサイトでは、議決権行使やご発言等はできませんのでご了承ください。

1 配信日時

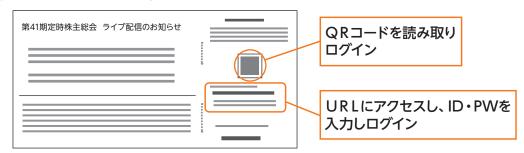
2020年6月18日(木) 午前10時から株主総会終了時まで

2 ご視聴方法

下記URLの配信サイトへアクセスいただき、本定時株主総会招集ご通知に同封の「第41期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に掲載の「ID」と「Password」を入力ください。

https://vgm.smart-portal.ne.jp

なお、「第41期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に掲載しておりますQRコードをスマートフォンで読 み取ることでもアクセスできます。



- 3 ご視聴に関する留意事項
- (1) ご使用のパソコン・スマートフォンの環境やインターネットの接続環境等の影響により、映像や音声に不 具合が生じる場合がございます。また、スマートフォンの機種によってはご覧いただけないこともございま す。
- (2) ご視聴いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- (3) ライブ配信用のサイトでは議決権行使を行うことはできないため、書面やインターネットによる事前の行 使をお願いいたします。
- (4) 万一、何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

http://www.ctc-g.co.jp/ir/

4 ライブ配信に関するお問い合わせ先

お問い合わせ先について

ご不明の点は、みずほ信託銀行 証券代行部ま でお問い合わせください。

0120-288-324 (土日休日を除く 9:00~17:00)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、安定的な配当に努めるとともに、業績に応じた利益還元を重視し、内部留保金とのバランスを考慮しながら、配当水準を高めることを基本方針としております。なお、連結配当性向は45%程度を目安としております。

当期の期末配当金につきましては、当社の基本方針に基づき、株主の皆様の日頃のご支援に応えるべく、前期に比べ1株当たり4円50銭増額いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金30円50銭 総額7,052,442,349円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2020年6月19日

ご参考 1株当たり年間配当金/連結配当性向の推移



- (注) 1. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第39期(2017年度)以前については、 当該株式分割の影響を考慮した数値にて記載しております。
 - 2. 第41期(当期)の1株当たり年間配当金及び連結配当性向は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提とした数値です。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員(6名)の任期が満了いたしますので、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1 再任 菊	ち さとし 哲		代表取締役社長	100 % (18回/18回)
2 新任 柘	if いちろう 直 一郎		顧問	_
3 再任 大	〈 ff ただたか 久保忠崇		取締役 兼 専務執行役員 社長補佐 (技術戦略特命) (兼) CTO	100 % (18回/18回)
4 再任 岩	時 尚子	社 外 独 立	取締役	100 % (15回/15回)
5 再任本		社 外 独 立	取締役	100 % (15回/15回)
6 新任 梶				_

⁽注) 岩﨑尚子氏の戸籍上の氏名は山際尚子であります。



所有する当社の株式数 36,700株

取締役会出席状況 18/18 (100%)

取締役在任期間8年

1 菊州

哲 (1952年12月29日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月 伊藤忠商事㈱入社

2006年 6 月 同社執行役員

2008年 4 月 同社常務執行役員

2008年 6 月 同社代表取締役常務取締役 2010年 4 月 同社代表取締役常務執行役員 2012年 6 月 当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

菊地 哲氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、2012年6月に当社代表取締役社長に就任以来、継続的な事業成長及び企業価値向上を目指し、2018年度から3か年の中期経営計画達成に向け、リーダーシップを発揮してきた実績を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

菊地 哲氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数 0株

2 柘植

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月 伊藤忠商事㈱入社

2012年 4 月 同社執行役員

2015年 4 月 ㈱ベルシステム24ホールディングス代表取締役兼副社長執行役員

㈱ベルシステム24代表取締役兼副社長執行役員

2016年 3 月 ㈱ベルシステム24ホールディングス代表取締役兼社長執行役員CEO

㈱ベルシステム24代表取締役兼社長執行役員

2020年 6 月 当社顧問 (現任)

取締役候補者とした理由

柘植一郎氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、伊藤忠商事㈱の執行役員及び㈱ベルシステム24ホールディングスの代表取締役兼社長執行役員CEOを歴任し、経営に関する豊富な知見を有しており、当社の経営に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。

特別の利害関係

柘植一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数 18,400株

取締役会出席状況 18/18 (100%)

取締役在任期間 6年

3 大久保忠崇 (1956年7月20日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 1 月 伊藤忠データシステム(株)入社

1989年10月 移籍により当社社員

2002年 6 月 当社執行役員

2004年 1 月 当社情報マネジメント担当役員

2004年 4 月 当社情報システム・BPR担当役員 (兼) CIO

2007年 4 月 当社金融システム事業グループ担当役員代行

2011年 4 月 当社常務執行役員

2013年 4 月 当社クロスファンクショングループ担当役員(兼) CTO

2014年 4 月 当社ITサービス事業グループ担当役員(兼) CTO

2014年 6 月 当社取締役 (現任)

2017年 4 月 当社専務執行役員(現任)

当社技術戦略グループ担当役員

(兼) 技術戦略グループ/ITサービスグループ管掌役員

(兼) CTO (兼) CIO

2019年 4 月 当社社長補佐(技術戦略特命)(兼)CTO(現任)

取締役候補者とした理由

大久保忠崇氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、2014年6月に当社取締役に就任以来、ITサービス事業グループ、技術戦略グループ及びCTOなどを担当しております。同氏は経営に関する豊富な知見と能力を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

大久保忠崇氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数 0株

取締役会出席状況 15/15 (100%)

取締役在任期間

1年

4 岩﨑 尚子 (1975年5月30日生)

再

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 9 月 早稲田大学博士号取得

2008年 4 月 早稲田大学電子政府・自治体研究所講師

2012年 4 月 早稲田大学電子政府・自治体研究所准教授

2017年 4 月 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授(現任)

国際CIO学会理事長(会長)(現任)

シンガポール南洋理工大学ARISE諮問委員(現任)

2018年 4 月 北京大学客員研究員 (現任)

2018年 9 月 総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び

AI・ロボティクスの活用に関する研究会」委員

2019年 1 月 APEC スマート・シルバー・イノベーション委員長(現任)

2019年 6 月 当社取締役 (現任)

(株)協和エクシオ取締役(現任)

2019年 9 月 総務省政策評価審議会委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由

岩﨑尚子氏は、過去において直接会社経営に関与されたご経験はお持ちではありませんが、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、学識経験者としての高度な専門性と豊富な知見を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

岩﨑尚子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社と、同氏が教授を務めている早稲田大学には営業取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上収益の0.1%未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

このため、当社は、同氏を(㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

その他取締役候補者に関する特記事項

岩﨑尚子氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当社との間で上記責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社の株式数 100株

取締役会出席状況 15/15 (100%)

取締役在任期間

1年



再任社外独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

長島・大野・常松法律事務所入所

2008年9月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP (New York Office) 勤務

2009年2月 ニューヨーク州弁護士登録

2009年 7 月 金融庁総務企画局市場課勤務

2013年10月 稲葉総合法律事務所パートナー (現任)

2013年12月 環境不動産普及促進機構 耐震・環境不動産形成促進事業 審査委員 会委員 (現任)

2014年 3 月 イオン・リートマネジメント㈱ コンプライアンス委員会外部委員 (現仟)

2019年 6 月 当社取締役 (現任)

2019年8月 平和不動産リート投資法人執行役員(現任)

社外取締役候補者とした理由

本村 彩氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、弁護士 としての高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を有しており、当社の経営に 欠かせないものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

本村 彩氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、当社は、同氏を㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそ れのない独立役員として届け出ております。

その他取締役候補者に関する特記事項

本村 彩氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契 約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める 額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当社との間で上記 責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社の株式数 0株

6 梶原

浩 (1966年12月23日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 伊藤忠商事㈱入社

2010年 7 月 伊藤忠ケーブルシステム㈱取締役

2012年 6 月 (㈱スペースシャワーネットワーク取締役 (現任)

2013年 3 月 エフ・アイ・メディア企画㈱代表取締役

2015年 3 月 アシュリオン・ジャパン㈱取締役 (現任)

2015年 4 月 伊藤忠商事㈱通信・モバイルビジネス部長

2016年 4 月 伊藤忠・フジ・パートナーズ㈱代表取締役(現任)

2016年 6 月 コネクシオ㈱取締役(現任)

2020年 4 月 伊藤忠商事㈱情報・通信部門長 (現任)

取締役候補者とした理由

梶原 浩氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、伊藤忠 商事㈱の情報・通信部門長として高度な専門性と経営に関する豊富な知見を有して おり、当社の経営に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。

特別の利害関係

梶原 浩氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

梶原 浩氏の選任が承認された場合、同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

⁽注) 取締役在任期間は、本定時株主総会終結時点でのものです。

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 高田博史氏及び多田敏明氏の任期が満了いたします ので、両氏の再任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 その候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数 11.300株

取締役会出席状況 18/18 (100%)

監査役会出席状況 16/16 (100%)

監査役在任期間 4年

博史 (1957年12月13日生)

再 任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年 4 月 伊藤忠データシステム㈱入社

1989年10月 移籍により当社社員

2001年 4 月 当社業務総括室長

2004年 4 月 シーティーシー・テクノロジー㈱(現CTCテクノロジー㈱)サービ

ス事業部門統括室長

2005年 4 月 同社経営企画室長

2007年 4 月 当社サービス事業統括室長代行

2010年 4 月 当社監査室長

2015年 4 月 当社執行役員 人事総務室長

2016年 6 月 当社監査役 (現任)

監査役候補者とした理由

高田博史氏は、2016年6月から4年間、当社監査役として職責を果たしており、 当社グループの経営管理に対し、相当程度の知見を有しております。また、同氏は 財務・会計についても適切な知見を有していることから、取締役の職務の執行を適 正に監査することができると判断し、監査役として引き続き選任をお願いするもの です。

特別の利害関係

高田博史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数 0株

取締役会出席状況 18/18 (100%)

監査役会出席状況 16/16 (100%)

監査役在任期間 8年

無明 (1968年7月28日生)

再任 社外 独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1996年 4 月 弁護十登録 (第二東京弁護十会)

1996年12月 日比谷総合法律事務所入所

2002年 7 月 ニューヨーク州弁護士登録

2008年6月 電気化学工業㈱ (現デンカ㈱) 監査役

2012年 6 月 当社監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

多田敏明氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法により直接会社経 営に関与されたご経験をお持ちでありませんが、弁護士としての専門的知見並びに 企業法務に関する豊富な経験を有しており、社外監査役として適任と判断し、引き 続き選仟をお願いするものです。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

多田敏明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、当社は、同氏を㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそ れのない独立役員として届け出ております。

その他監査役候補者に関する特記事項

多田敏明氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契 約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める 額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当社との間で上記 責任限定契約を継続する予定です。

⁽注) 監査役在任期間は、本定時株主総会終結時点でのものです。

(ご参考) 本定時株主総会後の就任予定

取締役及び監査役候補者(再任含む)は、本定時株主総会後、以下のとおり就任する予定です。

(◎:委員長、○:委員)

	氏	名		役 職	社外独立	指名委員会	報酬委員会	ガバナンス 委員会
菊	地		哲	取締役会長				
柘	植	_	郎	代表取締役社長		0		
大久	.保	忠	崇	取締役 兼 専務執行役員			0	0
岩	﨑	尚	子	取締役	社 外 独 立	0	0	0
本	村		彩	取締役	社 外 独 立	0	\circ	0
梶	原		浩	取締役		0	\circ	0
高	⊞	博	史	常勤監査役				
原	H	恭	行	常勤監査役	社 外			
多	H	敏	明	監査役	社外 独立	0		0
原		勝	彦	監査役	社外 独立		0	

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、高水準な企業収益や雇用環境の改善などを背景として 全体的に緩やかな回復基調が続きました。情報サービス産業においても、製造、流通分野などで IT投資が回復傾向にあり、ビジネス環境は概ね順調に推移いたしました。

しかしながら年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により景気は急速に下押しされ、企業収益も製造業を中心に弱含み、足元は厳しい状況となっております。

このような状況下、当社グループにおきましては、「リーディング・カンパニーとして、IT産業の進化を担う」ことを目指した、2019年3月期から2021年3月期までの3か年の中期経営計画「Opening New Horizons ~新しい景色を見るために~」の達成に向け、4つの"Horizons"「上に広げる:ビジネス変革への挑戦」、「前に伸ばす:強みをさらに強く」、「外に出る:新たな分野・リージョンの開拓」、「足元を固める:経営基盤の強化」に注力しています。具体的な取り組みは以下のとおりです。

<「上に広げる:ビジネス変革への挑戦」に関する取り組み>

- ・ベトナムのIT最大手FPTグループ傘下のFPTジャパンホールディングス㈱(以下:FPTジャパン)とアジャイル開発の推進を目的として業務提携を行いました。当社はローコード開発プラットフォーム「OutSystems」を提供し、FPTジャパンはベトナム国内に持つオフショア開発リソースを組み合わせたリモートアジャイル開発体制を構築することにより日本国内のアプリケーション開発需要やエンジニア不足に対応していきます。
- ・当社は伊藤忠商事㈱とともにデジタルトランスフォーメーション(DX)事業に注力しており、同社と共同で、AIやIoTなどの新しい技術を活用したスマートストアの実現を総合的に支援する「CTC DX Solution for Retail」の提供を開始しました。本サービスは、店舗に設置するセンサーやカメラの導入から、データを活用したマーケティング、メーカーとのデータ連携まで、総合的なサービスを提供するリテールソリューションです。また、こうしたDX事業で重要となるデータ活用技術に強みをもつウイングアーク1st㈱に対し、伊藤忠商事(株)と当社が共同で設立したIW.DXパートナーズ㈱を通じて出資を行い、3社共同でDX事業を更に加速させていきます。

・THK(株)(以下:THK)、(株)NTTドコモ(以下:ドコモ)、シスコシステムズ合同会社(以下:シスコ)と共同で、製造業向けIoTサービス「OMNIedge(オムニエッジ)」の正式受注を開始しました。本サービスは、製造現場の機械装置を構成する要素部品の状態データをTHKの「THK SENSING SYSTEM」を活用して取得し、シスコのエッジコンピューティングルータ、ドコモのLTE回線を通じて数値化して解析することで、故障などの予兆検知ができるサブスクリプション型のサービスです。4社の強みが連携することで実現した本サービスにおいて、当社はIoT基盤導入のコンサルティングや、構築、運用支援を行います。

<「前に伸ばす:強みをさらに強く」に関する取り組み>

- ・日本マイクロソフト㈱が提供するクラウドプラットフォーム「Microsoft Azure」の仮想デスクトップ環境(VDI)である「Windows Virtual Desktop」とシトリックスのクラウド 基盤「Citrix Cloud」を連携させたソリューション「Citrix Cloud for Windows Virtual Desktop」の提供を開始しました。当社は、Windows10についての高度な設計・運用ノウハウとCitrix Cloud for Windows Virtual Desktopの管理機能を活かし、設計から移行開始まで約2か月という短期で、約1万人が利用する自社のVDI環境を全面刷新しました。自社導入を通じて蓄積した知見をもとに、効率的な移行計画の策定や運用設計、ネットワーク設定変更などを含めてVDI環境の構築をトータルで支援していきます。
- ・2018年度に引き続き、通信キャリアから5Gサービスに向けたネットワーク構築案件を獲得しました。当社は、数年前からネットワーク仮想化技術に関する人材育成や、お客様との共同検証などを行っており、こうした取り組みが案件獲得に繋がっています。また5Gの本格導入に伴い、大量のデータを遅延なく処理するためのエッジコンピューティングに期待が集まっており、その先進企業である米国ベンチャー企業Volterra Inc.に出資するとともに、同社が提供するエッジクラウドサービス「Volterra Edge Cloud」の取り扱いを開始しました。
- ・米国BitSight Technologies,Inc.が提供する、サイバーセキュリティ対策のレーティングサービス「BitSight Security Ratings」の取り扱いを開始しました。同サービスは、インターネット上から対象システムを検査し企業のサイバーセキュリティ対策状況を評価するSaaS型のサービスで、グループ会社や取引先を含めて最新のセキュリティ情報に基づいたセキュリティリスクの把握や管理を実現します。

<「外に出る:新たな分野・リージョン開拓」に関する取り組み>

- ・AI/ロボット事業を手掛ける台湾のベンチャー企業碩網資訊股份有限公司(英語表記:Intumit Inc.(以下:Intumit社))へ出資し、日本における同社のAIチャットボット導入について協業を開始しました。当社はIntumit社の独自開発AIエンジンを使用したAIプラットフォーム「SmartRobot」の販売や保守対応に加えて、既存のチャットシステムや企業内システムとの連携などを担います。
- ・インドネシアのIT企業PT. Nusantara Compnet IntegratorとPT. Pro Sistimatika Automasiの2社の発行済株式のそれぞれ70%を既存の株主から取得し、子会社化しました。両社は、インフラからクラウド、アプリケーションを含めたトータルなITサービスを共同で提供しているシステムインテグレータで、現地企業の他に日・米・欧資本の企業向けにビジネスを展開していることから当社との親和性が高く、強い補完関係が期待できます。顧客基盤、ノウハウ、技術などの相互活用を通じてASEAN地域での更なるビジネス拡大を目指します。

<「足元を固める:経営基盤の強化」に関する取り組み>

- ・ITに関連する奨学金や教育事業などを通じて次世代人材を育成する目的で、一般財団法人「CTC未来財団」を設立しました。児童・青少年に対するIT教育、ITを志す青少年に対する修学、障がいのある青少年に対する修学及び就労機会の創出などについて支援を行い、公益財団法人への移行も視野に積極的な社会貢献活動を推進していきます。
- ・地球温暖化対策ならびにSDGs (持続可能な開発目標)の達成への貢献を図り、中長期の環境目標「2050 CTC環境宣言」を策定しました。IoTやAIといった最先端技術による省エネルギーの推進、ITを用いたイノベーションの創出、再生可能エネルギーの活用などにより、自社の事業に伴うCO2排出量について、2030年までには2015年比で30%の削減、2050年までには排出量ゼロの実現を目指します。
- ・社員が働きがいを持って健康で効率的に働けるよう「働き方変革」と「健康経営」を積極推進しています。これらが認められ、経済産業省と日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2020 (ホワイト500)」に4年連続で認定されました。また、積極的な女性採用のための女性管理職による就職セミナーの実施や、女性のキャリア形成支援のためのメンター・メンティー制度、育児関連制度の整備・拡充などの取り組みが認められ、経済産業省と東京証券取引所が、女性活躍に優れた企業を選定する「なでしこ銘柄」において、「準なでしこ銘柄」に2年連続で選ばれました。これらに加えて、経済産業省と東京証券取引所が、経営革新、収益水準・生産性の向上をもたらす積極的なIT利活用に取り組んでいる企業を選定する「攻めのIT経営銘柄2019」にも3年連続で選ばれました。

営業活動につきましては、流通向け開発案件や、製造、公益向けインフラ案件などに注力しました。

当社グループの当連結会計年度の業績は次のとおりであります。

(金額単位は百万円。%表示は、対前期増減率。)

	 売上収	Z益	売上総	利益	その他の 及び		営業和	川益	税引前	利益	当社株 帰属で 当期純	する
2020年3月期	487,018	7.8%	118,051	9.6%	△76,383	△6.4%	41,667	16.1%	41,541	14.5%	28,451	15.6%
2019年3月期	451,957	5.2%	107,709	6.0%	△71,810	△4.1%	35,898	10.0%	36,286	7.6%	24,616	4.4%
2018年3月期	429,625	5.3%	101,601	5.1%	△68,978	△5.2%	32,622	4.8%	33,729	7.8%	23,581	7.9%

(売上収益)

当連結会計年度の売上収益は、製造、公益向けなどの増加により、前連結会計年度と比べて 35,061百万円(前年同期比7.8%)増加し、487,018百万円となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、増収及び売上総利益率の改善により、前連結会計年度と比べて10,342百万円(同9.6%)増加し、118,051百万円となりました。

売上総利益率は、主に開発案件の採算改善により、前連結会計年度の23.8%から0.4ポイント増加の24.2%となりました。

(その他の収益及び費用)

当連結会計年度のその他の収益及び費用は、人件費の増加などにより、前連結会計年度に比べて4,573百万円(同6.4%)増加し、76,383百万円となりました。

(営業利益)

営業利益は、前連結会計年度と比べて5,768百万円(同16.1%)増加し、41,667百万円となりました。また、売上収益営業利益率は前連結会計年度の7.9%から0.6ポイント増加の8.6%となりました。

(税引前利益)

当連結会計年度の税引前利益は、前連結会計年度と比べて5,254百万円(同14.5%)増加し、41,541百万円となりました。

(当社株主に帰属する当期純利益)

法人所得税は、前連結会計年度に比べて1,672百万円増加し、13,080百万円となり、非支配持分に帰属する当期純利益は前連結会計年度と比べ252百万円減少し、9百万円となりました。

以上の結果、当社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度と比べて3,834百万円(同15.6%)増加し、28,451百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しているため、前連結会計年度 との比較・分析は変更後の区分方法に基づいております。

(金額単位は百万円。	%表示は	対前期増減率.)

	エン:	ター イズ	流	通	情報)	通信		・社会 ·フラ	金	融	ITサー	ビス	そ	の他
売上収益	145,170	7.9%	46,382	6.7%	180,945	3.0%	60,990	22.4%	24,070	△4.2%	112,444	3.8%	41,445	37.6%
税引前利益	9,451	23.1%	5,124	23.2%	17,019	13.3%	2,412	137.0%	1,207	△19.2%	11,316	24.2%	631	△52.0%

① エンタープライズ事業

製造や運輸向けインフラなどが増加し、売上収益は145,170百万円(前年同期比7.9%増)となりました。増収に加え売上総利益率の改善などにより、税引前利益は9,451百万円(同23.1%増)となりました。

② 流通事業

流通向け開発などが増加し、売上収益は46,382百万円(同6.7%増)となりました。増収に加え売上総利益率の改善などにより、税引前利益は5,124百万円(同23.2%増)となりました。

③ 情報通信事業

通信事業者やインターネットサービスプロバイダ向けインフラなどが増加し、売上収益は 180,945百万円(同3.0%増)となりました。増収に加え売上総利益率の改善などにより、税 引前利益は17,019百万円(同13.3%増)となりました。

④ 広域・社会インフラ事業

公益や鉄道、製造向けインフラなどが増加し、売上収益は60,990百万円(同22.4%増)となりました。増収による売上総利益の増加などにより、税引前利益は2,412百万円(同137.0%増)となりました。

⑤ 金融事業

政府系金融機関向け開発やインフラなどの減少により、売上収益は24,070百万円(同4.2%減)となりました。減収に加え売上総利益率の低下や販売費及び一般管理費の増加により、税引前利益は1,207百万円(同19.2%減)となりました。

⑥ ITサービス事業

当セグメントは、クラウド関連やデータセンタービジネスを全社横断的に提供しており、売上収益は112,444百万円(同3.8%増)、税引前利益は11,316百万円(同24.2%増)となりました。

⑦ その他

海外子会社における案件の増加や、インドネシアIT企業買収に伴う連結取り込みの増加などにより、売上収益は41,445百万円(同37.6%増)となりましたが、一部の海外子会社における採算悪化などにより税引前利益は631百万円(同52.0%減)となりました。

(注) 上記セグメントの売上収益及び税引前利益は、セグメント間の内部売上収益等を含めて表示しております。

(2) 設備投資

当連結会計年度における設備投資金額は16,165百万円(使用権資産を含む)であります。 主な内訳としては、クラウドコンピューティングビジネス分野への投資及び既存データセンターの設備増強として、ITサービス事業では3,715百万円、海外子会社等が含まれるその他の事業セグメントでは2,831百万円の設備投資を実施しております。また、事業セグメント以外では6,679百万円の使用権資産等が増加しております。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

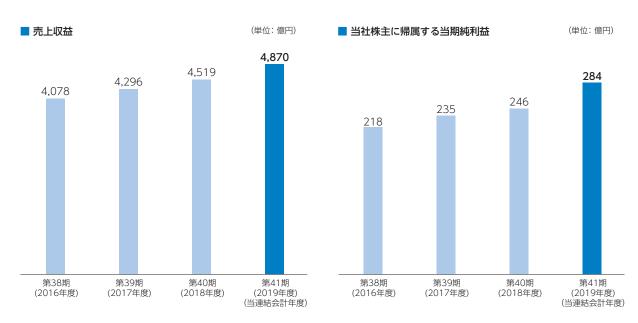
当社はASEAN地域での更なるビジネス拡大を目的に、インドネシアのIT企業PT. Nusantara Compnet Integrator及びPT. Pro Sistimatika Automasiの 2 社のそれぞれの発行済株式の70%を、2019年9月2日に取得し子会社といたしました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 38 期 (2016年度)	第 39 期 (2017年度)	第 40 期 (2018年度)	第 41 期 (2019年度) (当連結会計年度)
売上収益	407,849百万円	429,625百万円	451,957百万円	487,018百万円
税引前利益	31,300百万円	33,729百万円	36,286百万円	41,541百万円
当社株主に帰属する当期純利益	21,861百万円	23,581百万円	24,616百万円	28,451百万円
基本的1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	94.55円	102.04円	106.55円	123.15円
1 株当たり株主資本合計	831.11円	894.13円	955.30円	1,002.76円
資産合計	333,123百万円	353,882百万円	378,936百万円	438,816百万円

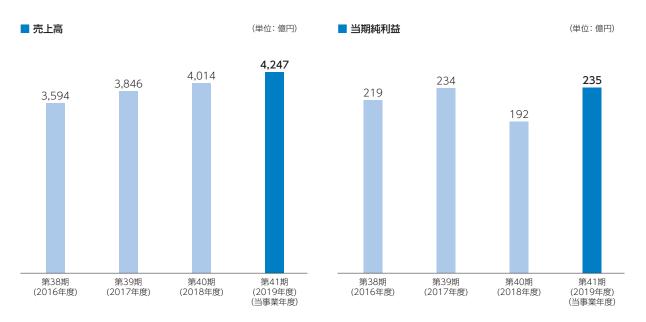
⁽注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第38期の期首に当該株式分割が 行われたと仮定して、「基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」及び「1株当たり株主資本合計」を算定しております。



② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 38 期 (2016年度)	第 39 期 (2017年度)	第 40 期 (2018年度)	第 41 期 (2019年度) (当事業年度)
売上高	359,456百万円	384,618百万円	401,420百万円	424,723百万円
経常利益	23,218百万円	24,894百万円	27,022百万円	31,930百万円
当期純利益	21,906百万円	23,433百万円	19,287百万円	23,549百万円
1 株当たり当期純利益	94.74円	101.40円	83.48円	101.93円
1 株当たり純資産	786.74円	846.36円	883.02円	937.06円
総資産	308,121百万円	327,083百万円	346,824百万円	383,736百万円

(注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。



(5) 対処すべき課題

① 当社グループが対処すべき課題

当社グループは、創立当初より広く業界動向をキャッチし、高い技術力を持つ国内外のIT先進企業といち早くパートナーシップを組み、顧客のニーズに対して最適解を提供することにより、我が国の情報化の進展に広く貢献してまいりました。

昨今の当社グループを取り巻く環境につきましては、デジタルトランスフォーメーション時代の本格的な到来によって、顧客のIT投資の目的が、コスト削減や業務効率化などを重視したものから、自社の競争力の向上や新たなビジネスモデルの変革などへと変化しております。

また、これらを実現するためのITシステムも、クラウドコンピューティングの普及・拡大に伴い、所有からサービス利用、あるいはそれらの組み合わせと、選択肢が広がっております。

このようにITサービスに対するニーズは高度化、多様化してきており、かつ技術は急速に進歩しております。このような状況の下、当社グループはこれらの変化に適切に対応し、この数年一定の成果を残してきました。

しかしながら、今後更なる成長に向け、収益の拡大と安定化を目指すためには、従来の「強みをさらに強くする」ことに加え、「ビジネス変革への挑戦」、「新分野・リージョンの開拓」といった新しい取り組みが必要と考えております。具体的には、次世代の高速通信規格「5G」におけるネットワークインフラの構築やそれらを活用した重点顧客とのデジタルビジネス共創、クラウドサービスを中心としたリカーリングビジネスの拡大、海外事業の強化、オープンイノベーション型ビジネス開発などに取り組んでおります。

また、当社グループが持つ差別化要素の一つである新技術への対応力についても更なる強化が必要と考えており、AI・IoTなどに関する先端技術、新たなアプリケーション開発技術、次世代ネットワーク技術などの開拓や、技術者育成に引き続き取り組んでおります。

加えて、今後の少子高齢化などを背景とした人材不足に対応すべく、社員が働き甲斐を持って健康で効率的に働くための働き方変革や、年齢、性別、性自認や性的指向、国籍、障がいの有無等を問わず、多彩な個性の自己実現を可能とするダイバーシティ・インクルージョンの推進にも注力しています。

なお、今後の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい経営環境が続くと見込まれますが、内外経済、顧客、取引先、及び当社グループへの影響を注意深く見極めながら、機動的に必要な施策を講じるよう取り組んでまいります。

② 中長期的な経営戦略

当社グループでは、引き続き情報化社会の進展を牽引する「リーディング・カンパニーとして、IT産業の進化を担う」会社を目指す姿とした、中期経営計画(2019年3月期から2021年3月期までの3か年)「Opening New Horizons 〜新しい景色を見るために〜」を策定しております。具体的には以下4つの重点施策を着実に実行することで、2021年3月期の定量目標達成を目指してまいります。

【中期経営計画「Opening New Horizons 〜新しい景色を見るために〜」】

<重点施策: 4つのHorizons>

1. 「上に広げる」: ビジネス変革への挑戦

コンサルティングサービスの拡充やアプリケーション開発力の強化で、お客様と共に成長 するパートナーシップを築きます。

- ・重点顧客とのデジタルビジネス共創: お客様と共に新たなデジタルビジネスを創出する。
- ・アプリケーションレイヤー拡充への挑戦: アプリケーション開発の新たな技術や手法を取り込み、ビジネスアプリケーション開発 を積極的に推進する。
- 2. 「前に伸ばす」: 強みをさらに強く

ITインフラやクラウドなど当社グループの強みをさらに強化し、収益の拡大と安定化を図ります。

- ・No. 1 クラウドインテグレーターへの挑戦: ハイブリッドクラウドや、DevOpsを中心としたクラウドネイティブ環境など、クラウドのインテグレーション力を強化。
- ・インフラ・ネットワーク分野での圧倒的存在感の確立: SDN/NFVやAI、IoT技術を深耕し、当社グループの強みであるITインフラ・ネットワーク分野での収益力を強化。
- ・リカーリングビジネス拡大の加速: クラウドサービス、基幹系システムの運用サービス、MSS(マネージド・セキュリティ・サービス)を強化し、収益の安定化を図る。

3. 「外に出る」: 新たな分野・リージョンの開拓

新たな地域やビジネス領域を探求し、将来的な収益拡大に貢献するビジネスを確立します。

- ・海外事業の強化と拠点の拡張:
 - サービス拠点やR&D拠点を拡充し、ITサービスをグローバルに展開する。
- ・オープンイノベーション型ビジネス開発への挑戦:

スタートアップ企業との協業やお客様との合弁事業を目的としたベンチャーファンド、オープンイノベーションを実現するスペース「DEJIMA」の活用に加え、異なる業種とのコラボレーション体制を拡充し、新しいビジネス領域に挑戦する。

4. 「足元を固める」: 経営基盤の強化

全ての活動の土台として、盤石な経営基盤を築きます。

- ・人材育成と働き方変革:
 - 社員の働きがいの向上に資する人事制度の拡充、多様な働き方を支える働き方変革を推進し、「魅力ある会社づくり」に取り組む。
- ・グループ経営・ガバナンス強化:

AI/RPA活用による業務の効率化と専門性の追求で、企業価値の向上を図る。

・品質と顧客満足度向上:

「お客様の声を聞き、改善に活かす」活動でビジネスパートナーとしての課題を毎年点検し、信頼できるITサービスを提供する。

・株主還元の拡充:

ROE伸長、及び株主価値を意識した資本政策を実行する。

なお、中長期を見据えたセグメント別の取り組みは次のとおりであります。

① エンタープライズ事業

・通信の高速化がもたらす産業構造の変化に対応

自動車を中心とした製造業に加え、運輸・食品・エネルギーなど幅広い領域にお客様を持つ 当事業セグメントでは、お客様におけるビジネスの次世代化を支えることで、ともに成長して いくことを目指します。特に次世代の移動通信システム(5G)の普及により各事業領域で創 出される新規ビジネスに、お客様とともに挑戦していきます。具体的には、ローカル5Gの構 築はもちろん、エッジ・コンピューティング、AI、ブロックチェーンといった要素技術を用い て5Gを利活用した新たなサービスを創造することで、お客様のビジネスをITで支えていきま す。また、機動的な仕様変更を可能とするアジャイル型開発への対応も強化しています。既に 主要顧客企業向けの案件において、同開発に有用なソリューションに関する知見を蓄積してい ますが、今後はこれを他産業領域にも展開し、新規案件の獲得につなげたいと考えています。

② 流通事業

・小売・流通事業のデジタルビジネス対応

2019年4月の組織変更により、小売・流通事業とカード事業等のリテールファイナンスを担当する組織を統合し、流通×金融のシナジー発揮により、お客様のデジタルビジネス展開を支援する事業セグメントとして始動しております。流通分野における基幹/業務システムの開発、運用及び金融分野における決済、セキュリティで培ったノウハウに加えてFintech等の新技術を活用し、デジタル決済や購買情報の活用など、急速に進展しつつある次世代のデジタルビジネス対応で存在感を発揮していきます。

・基幹系システムのビジネス拡大

基幹/業務システムの構築及び運用についても引き続き注力していきます。様々なシステムを安全に稼働、運用することでお客様のビジネスを支えていくとともに、ERPパッケージ導入案件の獲得にも積極的に取り組みます。特に、国内では事例の少ないSAP S/4HANA®マイグレーションを市場に先駆けて実施した経験とノウハウを活かし、SAPビジネスの拡大を積極的に推進していきます。

・新技術獲得と品質向上

ビジネスのデジタル化が急速に進展する中で、お客様との関係性強化と、新技術に関する知見の蓄積が重要であると認識しています。社内外のリソースを活用した人材の能力向上、品質及び生産性の継続的な向上にも注力し、より高付加価値の製品・サービスを提供できる事業セグメントへと成長していきます。

③ 情報通信事業

当事業セグメントでは、移動通信システムの高度化に伴い、モバイル端末からインターネットへの接続サービスの構築及び高速化や、スマートフォンに代表される大容量データの送受信を支えるバックボーンネットワークの構築等、時代に即した最新技術を通信キャリアへ提供することで、通信サービスの発展に貢献してきました。

5Gにおいては、あらゆるものがネットワークにつながることで、全産業のデジタルビジネスが加速していくことが予想されます。それに伴い、通信キャリア各社は従来の通信事業を中心とした事業戦略だけではなく、5Gインフラの活用によって各企業と協業し、各産業のビジネスモデル変革を実現する方向へとシフトしつつあります。

・5Gを"作る"ビジネス、"使う"ビジネスの推進

こうしたトレンドを捉え、当事業セグメントでは、早い段階からネットワーク仮想化技術の調査・研究を進めており、2020年の5G本格展開に向けた案件の獲得と確実な実行を最優先課題として取り組んでいます。具体的には、既存キャリアネットワークの次世代化、及びそれらに適した運用・サポート体制の確立を目指します。

さらに、5Gのインフラを支えるだけではなく、お客様である通信キャリアが全産業のイネーブラーとして5GによるDXを推進していく際の、強力なビジネスパートナーとしての地位を確立していきます。加えてローカル5Gへの取り組みについても全社総合力を活かして推進していきます。

④ 広域・社会インフラ事業

・社会全体の課題を意識したビジネスに注力

当事業セグメントが担当する地方自治体や社会インフラ分野、地方銀行等が抱える経営課題は、少子高齢化や人口の都市集中、産業の偏在といった社会構造の変化に大きく影響を受けたものであることが特徴です。こうした状況の中、労働生産性向上や地方創生など社会全体の課題に対応すべく、当社グループの持つ事業ノウハウを集結して取り組んでいます。足元の戦略では、既存顧客企業との関係性強化と、重点領域と定める電力・自治体・地銀・文教分野でのビジネス拡大に注力していきます。地方企業や自治体における労働生産性の向上ニーズへの対応や、社会インフラ関連企業を中心に求められるデジタル技術の活用を通じたビジネスの次世代化を、IoT、AI、ビッグデータやアジャイル型の開発などを活用したソリューションの提供を行うことで支援していきます。

・地方創生に貢献する事業セグメントへ

当事業セグメントは、特に担当産業領域や地域が広く、お客様が解決すべき課題も多岐にわたることから、先端技術にも対応しながら経営効率を確保することが重要です。案件ごとの進捗・採算性を厳格にモニタリングし、収益力強化に努めるとともに、拠点や事業セグメント間の連携を深め、ノウハウの共有やソリューションの効率的な横展開などに注力することでこれらの課題に対応していきます。また、こうした活動を通じて地方創生や地方経済の活性化にも貢献していきます。

⑤ 金融事業

・既存ビジネスの深耕と領域拡大への挑戦

2019年4月の組織改編に伴い、主に大手銀行を中心とした金融機関を担当する事業セグメントとして出発しました。当社の強みであるRegTech分野は、バーゼル軍などの国際金融規制や各種リスクマネジメントへの対応ニーズが高く、継続的な重点領域としています。また、2018年度まで抑制傾向にあった金融機関のIT投資は、お客様が中期経営計画で掲げるデジタルビジネスへの対応強化などに伴い、徐々に再開される見通しです。金融業界では、FinTechの進展を背景に新たな技術から様々な金融サービスが生み出され、お客様はビジネスの構造改革を急務と捉えています。この潮流を牽引すべく、先端技術や新たな金融サービスへの対応力を高め、ビジネス領域の拡大を目指します。

・お客様の海外展開を支える

大手銀行のグローバルビジネスは、今後はアジア圏の拡大など積極的な事業展開が見込まれます。シンガポールでの海外勘定系基盤導入実績を起点としたアジア商圏の拡大や、海外事業会社、パートナーとの連携による北米でのビジネス強化など、当社グループのグローバルネットワークを活用し、お客様の海外ビジネスを支えます。

⑥ ITサービス事業

当事業セグメントでは、クラウドを軸に全社のリカーリングビジネスを支え、経営の安定化に貢献していきます。パブリッククラウド市場は今後も大幅な拡大が予想されており、当社にとっても強化すべき領域と捉えています。当社グループの強みは、ITインフラの構築に加え、保守・運用やクラウドにおいてもマルチベンダーでサービス提供できるところにあります。自社クラウドサービス「CUVICシリーズ」だけでなく、AWS等の主要パブリッククラウドの拡販においても実績を積み上げており、この強みを活かして既存顧客企業のITインフラ環境のクラウド化・ハイブリッド化に取り組んでいきます。今後拡大が見込まれるハイブリッドクラウド領域においては、収益機会獲得のため新たな収益モデルの創造にも注力します。また、拡販によるビジネス規模拡大に加え、クラウド、セキュリティ、データセンターなどのサービスにおける運用品質の向上や効率化も追求し、更なる成長を目指します。

<2021年3月期 定量目標>

4つのHorizonsで次の定量目標を目指します。

3	6	12
収益力強化	注力ビジネスでの成長	資本効率向上
当社株主に帰属する当期純利益 300億円	クラウド・ITアウトソーシングビジネス 600億円 グローバル関連ビジネス 600億円	ROE 12%以上

<2021年3月期 連結業績予想>

2021年3月期の連結業績予想は次のとおりです。

(金額単位は百万円。%表示は、対前期増減率。)

		売上収益		営業利益		税引前利益		当期純利益		当社株主に 帰属する 当期純利益	
	通期	500,000	2.7%	44,600	7.0%	44,600	7.4%	30,600	7.5%	30,000	5.4%

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大や収束の状況等によって業績は大きく変動する可能性があります。業績予想の修正の必要性が生じた場合には、速やかに開示いたします。

(6) 主要な事業セグメント (2020年3月31日現在)

当社グループの報告セグメントは、組織別に構成されており、「エンタープライズ事業」、「流通事業」、「情報通信事業」、「広域・社会インフラ事業」、「金融事業」及び「ITサービス事業」の6つを報告セグメントとしております。

「エンタープライズ事業」、「流通事業」、「情報通信事業」、「広域・社会インフラ事業」及び「金融事業」は、顧客ニーズに応じ最適な対応を可能とする組織として区分されており、いずれの報告セグメントもコンサルティングからシステム設計・構築、保守、運用サービスまでの総合的な提案・販売活動を展開しております。

「ITサービス事業」は、ITインフラアウトソーシング、保守・運用を中心としたサービスビジネスにおいて、前述の5つの報告セグメントとの共同提案や調達の役割を担っております。

なお、2019年4月1日付で、中期経営計画の達成及び今後のビジネス拡大を実現することを目的に組織改編したため、従来「流通・エンタープライズ事業」としていた報告セグメントを「エンタープライズ事業」、「流通事業」に区分変更しております。

(7) 主要拠点等(2020年3月31日現在)

① 主要な営業所等

ア. 当社

名 称	所 在 地			
霞が関オフィス (本社)	東京都千代田区			
大崎オフィス	東京都品川区			
赤坂オフィス	東京都港区			
田町オフィス	東京都港区			
芝浦オフィス	東京都港区			
駒沢オフィス	東京都世田谷区			
後楽オフィス	東京都文京区			
池袋オフィス	東京都豊島区			
墨田オフィス	東京都墨田区			
札幌オフィス	北海道札幌市			
仙台オフィス	宮城県仙台市			

名 称	所 在 地		
静岡オフィス	静岡県静岡市		
豊田オフィス	愛知県豊田市		
名古屋オフィス	愛知県名古屋市		
名古屋伏見オフィス	愛知県名古屋市		
大阪オフィス	大阪府大阪市		
梅田オフィス	大阪府大阪市		
広島オフィス	広島県広島市		
高松オフィス	香川県高松市		
福岡オフィス	福岡県福岡市		
沖縄オフィス	沖縄県那覇市		

⁽注) 上記のほか、大崎開発センター、札幌開発センター、テクニカルソリューションセンター(東京都千代田区)、横浜コンピュータセンター、神戸コンピュータセンター、大手町インターネットデータセンター、渋谷データセンター、目白坂データセンター、CTC平和島物流センター、イノベーションスペース「DEJIMA」(東京都品川区)等があります。

イ. 連結子会社

会 社 名	本 社 所 在 地		
CTCテクノロジー(株)	東京都千代田区		
CTCシステムマネジメント(株)	東京都千代田区		
CTCエスピー(株)	東京都世田谷区		
CTCファシリティーズ(株)	横浜市都筑区		
アサヒビジネスソリューションズ(株)	東京都墨田区		
CTC Global (Thailand) Ltd.	Bangkok,Thailand		
CTC GLOBAL SDN. BHD.	Kuala Lumpur,Malaysia		
PT. Nusantara Compnet Integrator	Jakarta,Indonesia		
CTC GLOBAL PTE. LTD.	Singapore		
PT. Pro Sistimatika Automasi	Jakarta,Indonesia		
ITOCHU Techno-Solutions America, Inc.	Santa Clara, California, U.S.A.		
その他7社(国内4社、海外3社)			

② 従業員の状況

ア. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,808名	449名増	39.8歳	13.1年

⁽注) 上記従業員数には、当企業集団以外への出向者92名は含めておりません。

イ. 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,276名	4名増	40.6歳	13.5年

⁽注) 上記従業員数には、当社への受入出向者122名を含めており、当社からの出向者357名は含めておりません。

(8) 重要な親会社及び連結子会社の状況

① 親会社の状況

伊藤忠商事(株)は、当社株式を134,661千株(出資比率56.1%、議決権比率(直接)58.3%) 保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。

当社は、取扱商品の一部を同社より仕入れており、商品の販売等を行っております。

② 連結子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
云 	(百万円)	(%)	工女の事業内日
CTCテクノロジー(株)	450	100.0	システム保守・サポート
CTCシステムマネジメント(株)	300	100.0	システム運用・業務運用・運用管理・サポート
CTCエスピー(株)	200	100.0	IT関連機器・ソフトウェア・サプライ品の販売
CTCファシリティーズ㈱	100	100.0	データセンターの施設運用管理
アサヒビジネスソリューションズ㈱	110	51.0	システム開発
CTC Global (Thailand) Ltd.	165,000 千THB	100.0	ネットワークソリューション製品の販売
CTC GLOBAL SDN. BHD.	62,118 T RM	70.0	ハードウェア・ソフトウェアの販売及び保守サー ビスの提供
PT. Nusantara Compnet Integrator	35,024 百万IDR	70.0	ITコンサルティング業務及びシステム構築・保守 サービスの提供
CTC GLOBAL PTE. LTD.	2,000 于S\$	70.0	ハードウェア・ソフトウェアの販売及び保守サー ビスの提供
PT. Pro Sistimatika Automasi	14,597 百万IDR	70.0	ITコンサルティング業務及びアプリケーションの 開発
ITOCHU Techno-Solutions America, Inc.	5,360 于US\$	70.0	システム構築及び保守運用・サポート、IT関連製 品の輸出業務及び情報収集・調査
その他7社(国内4社、海外3社)			

2. 株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 492,000,000株

(2) 発行済株式の総数 240,000,000株 (自己株式8,772,382株を含む)

(3) 株主数 23,865名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持 株 数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	134,661,600株	58.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,223,300	4.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,992,700	3.46
CTC社員持株会	4,477,272	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,819,600	0.79
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,770,720	0.77
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,770,600	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	1,751,700	0.76
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,734,119	0.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,632,134	0.71

⁽注) 当社は、自己株式8,772,382株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には取締役等に対する株式給付信託 (BBT) に係る信託口が保有する当社株式は含めておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
菊地 哲	代表取締役社長		
松島 泰	取締役兼副社長執行役員	社長補佐 (兼)経営管理グループ/グローバル ビジネス管掌役員 (兼)経営管理グループ担当役員 (兼) CFO (兼) CCO	
大久保忠崇	取締役兼 専務執行役員	社長補佐(技術戦略特命) (兼)CTO	
岩﨑 尚子	取締役		早稲田大学電子政府・自治体研究所 教授 国際CIO学会 理事長 シンガポール南洋理工大学ARISE 諮問委員 北京大学 客員研究員 APEC スマート・シルバー・イノ ベーション 委員長 (㈱協和エクシオ 社外取締役 総務省政策評価審議会 委員
本村 彩	取締役		弁護士 稲葉総合法律事務所 パートナー弁護士 環境不動産普及促進機構 耐震・環境 不動産形成促進事業 審査委員会 委員 イオン・リートマネジメント(株) コンプライアンス委員会 外部委員 平和不動産リート投資法人 執行役員
今川 聖	取締役		伊藤忠商事㈱ 情報通信部門長 伊藤忠・フジ・パートナーズ㈱ 取締 役 ㈱ベルシステム24ホールディングス 取締役
高田 博史	常勤監査役		
原田 恭行	常勤監査役		

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
多田 敏	明監査役		弁護士 日比谷総合法律事務所 パートナー弁 護士
原 勝	彦 監査役		公認会計士 日精樹脂工業㈱ 社外取締役 ㈱プレステージ・インターナショナル 社外監査役 ㈱大泉製作所 社外監査役

- (注) 1. 取締役岩﨑尚子、本村 彩の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役原田恭行、多田敏明、原 勝彦の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 取締役岩崎尚子、本村 彩、監査役多田敏明、原 勝彦の各氏は、㈱東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 4. 監査役高田博史氏は、経営管理部門における長年の経験があること、また、原 勝彦氏は公認会計士の資格を有することから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
 - (1)就任
 - 2019年6月19日開催の第40期定時株主総会において、岩崎尚子、本村 彩の両氏が新たに取締役に選任され、同日付で就任いたしました。
 - (2)退任

松澤政章、須﨑隆寛、中森真紀子、小尾敏夫、山口忠宜の各氏は、2019年6月19日付で取締役を退任いたしました。

- 6. 当事業年度中の監査役の異動は、次のとおりであります。
 - (1)就任

2019年6月19日開催の第40期定時株主総会において、原田恭行、原 勝彦の両氏が新たに監査役に選任され、同日付で就任いたしました。

(2)辞任

石丸慎太郎氏は、2019年6月19日付で監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第25条及び会社法第427条第1項の規定により、社外取締役 岩崎尚子、 社外取締役 本村 彩の両氏及び非業務執行取締役 今川 聖氏ならびに当社定款第32条及び 会社法第427条第1項の規定により、社外監査役 多田敏明、社外監査役 原 勝彦の両氏と、 会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基 づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、報酬委員会の意見を踏まえて設計した役員報酬制度により、固定報酬である基準報酬と、業績連動型現金報酬である賞与と業績連動型株式報酬で構成しております。基準報酬は、業務執行・非業務執行、担当役割、個別の行動評価等に基づき、役位毎に定められた基準報酬テーブルを用いて算定の上、取締役会にて支給総額を決定し、代表取締役社長が個別支給額を決定いたします。なお、非業務執行取締役及び監査役は、固定報酬のみとし、業績連動報酬である賞与及び株式報酬は支給しておりません。退職慰労金については、取締役、監査役ともに2006年6月開催の第27期定時株主総会終結の時をもって制度を廃止し、それ以前の在任期間に対応する全額を打ち切り支給することとしましたが、支給時期は役員の退任時としております。

また、取締役会の諮問委員会として社外取締役を含めた報酬委員会を設置しております。当 社の取締役及び執行役員(非業務執行取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。)の 報酬制度の設計等を審議し、取締役会に具申する他、年に一度、適切に制度が運用されている かについてのレビューを行っており、客観的な視点を入れながら報酬制度の設計・運用をして おります。

業績連動型株式報酬制度は、2017年6月21日開催の第38期定時株主総会における決議により、取締役等に対し導入いたしました。本制度は、従来の業績連動型賞与制度に基づき算定される賞与支給額の一部を、金銭から株式に置き換えるもので、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。賞与及び業績連動型株式報酬の概要は以下のとおりです。

ア. 支給総額

賞与及び業績連動型株式報酬の総額(以下、「業績連動報酬総額ファンド額」といいます。)は、当社株主に帰属する当期純利益の当事業年度の目標に対する当事業年度実績の目標達成率、対前年度伸長率、あらかじめ決められた業績連動報酬総額ファンド比率の指標を用いて業績連動報酬総額ファンド額を算出し、取締役会で決定いたします。なお、2019年度の指標の目標及び実績は以下となっております。

指標	目標(百万円)	実 績 (百万円)
当社株主に帰属する当期純利益	27,000	28,451

イ. 個別支給額

業績連動報酬総額ファンド額を、取締役等に対して個別に実施する当年度の職務に対する業績評価を用いて分配し、個別の賞与と業績連動型株式報酬の合計額を算定します。この合計額に、役位別按分比率を乗じて、賞与と業績連動型株式報酬を算定します。役位別按分比率は以下となっております。

役位	賞 与	業績連動型株式報酬	
社長	70%	30%	
副社長執行役員	80%	20%	
専務執行役員・常務執行役員	85%	15%	

② 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

取締役11名 300百万円 (うち社外 4名 20百万円) 監査役5名 65百万円 (うち社外 4名 40百万円)

- (注) 1. 取締役の基本報酬及び賞与の総額は、2006年6月22日開催の第27期定時株主総会において、取締役は年額640百万円、監査役は年額100百万円を上限として決定しております。
 - 2. 業績連動型株式報酬(株式給付信託)の信託額は、2017年6月21日開催の第38期定時株主総会において、対象となる3事業年度当たり180百万円を上限として決定しております。
 - 3. 上記報酬等の総額には役員賞与及び業績連動型株式報酬の当事業年度の費用計上額が含まれております。当事業年度の業績連動型株式報酬の費用計上額は取締役5名37百万円であります。
 - 4. 上記の取締役の員数には、2019年6月19日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した松澤政章氏、須﨑隆寛氏、中森真紀子氏、小尾敏夫氏、山口忠宜氏を含めております。
 - 5. 上記の監査役の員数には、2019年6月19日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任した石丸慎太郎氏を含めております。

(4) 社外役員に係る他の法人等の業務執行者及び社外役員との重要な兼職状況

区 分	氏 名	兼職先法人等名	兼職の内容	兼職先との関係
		早稲田大学電子政府・自治体研究所	教授	_
		国際CIO学会	理事長	_
		シンガポール南洋理工大学ARIS	諮問委員	_
取締役	 岩﨑 尚子	北京大学	客員研究員	_
		A P E C スマート・シルバー・イ ノベーション	委員長	_
		㈱協和エクシオ	社外取締役	当社商品の販売 同社商品の購入
		総務省政策評価審議会	委員	_
		稲葉総合法律事務所	パートナー弁護士	_
取締役	 本村 彩	環境不動産普及促進機構 耐震·環 境不動産形成促進事業 審査委員会	委員	_
4X市1又	イオン・リートマ	イオン・リートマネジメント(株) コンプライアンス委員会	外部委員	_
		平和不動産リート投資法人	執行役員	_
監査役	多田 敏明	日比谷総合法律事務所	パートナー弁護士	_
監査役		日精樹脂工業(株)	社外取締役	_
	原 勝彦	(株)プレステージ・インターナショナル	社外監査役	_
		㈱大泉製作所	社外監査役	_

(5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	岩﨑 尚子	2019年6月19日就任以降開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議等に つき必要な発言を適宜行っております。
取締役	本村 彩	2019年6月19日就任以降開催の取締役会15回全てに出席し、必要に応じ、 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	原田恭行	2019年6月19日就任以降開催の取締役会15回全てに、また、監査役会11 回全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	多田 敏明	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	原 勝彦	2019年6月19日就任以降開催の取締役会15回全てに、また、監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(6) 社外役員の親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額

該当する報酬等はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

130百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、財務経理部門並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて収集した情報に基づき、会計監査人の前事業年度における監査実績と第41期事業年度の「監査計画」(案)の内容を対比し、報酬見積りの前提である「監査時間」と「報酬単価」の適切性・妥当性を検討した結果、監査品質、効率並びに監査の網羅性も担保しうるものと認識、第41期事業年度の会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

169百万円

③ 当社の重要な子会社(「1.企業集団の現況に関する事項(8)重要な親会社及び連結子会社の状況 ②連結子会社の状況」に記載)のうち、海外子会社は外国の法令に基づいた会計監査人としての資格を有する現地の監査法人の監査を受けております。

(4) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容

当社は、会計監査人に対し、データセンター業務における内部統制の整備及び運用状況に関する検証業務などを委託しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システムに関する基本方針の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)を次のとおり構築しております。以下に2019年4月26日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」を記載いたします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. コーポレート・ガバナンス
 - ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、株主総会決議、取締役会 規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限 規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ・取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制 を採用する。執行役員は、取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定 の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、定められた範囲内で職務の執行にあた る。なお、定められた範囲内で業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務する。
 - ・取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任 意の諮問機関として、取締役会下に指名委員会、報酬委員会、ガバナンス委員会を設置 する。
 - ・代表取締役社長及び業務執行取締役は、3か月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。
 - ・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、 「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監 査を実施する。
 - ・一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を確保し、コーポレート・ガバナン スの充実を図る。
- イ. コンプライアンス
 - ・取締役、執行役員及び使用人は「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に則り行動するものとする。

- ・チーフ・コンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス・情報セキュリティ委員会及びコンプライアンスに係る事項を総括する部署を設置するとともに、「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」を制定し、各事業グループのコンプライアンス統括責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、「CTCグループ法令ガイドライン」の作成、内部情報提供制度の整備、ならびに法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する全ての取締役、執行役員及び使用人からの誓約取得等、コンプライアンス体制の充実に努める。
- ウ. 財務報告の適正性確保のための体制整備
 - ・「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」その他社内規程を整備するとともに、チーフ・フィナンシャル・オフィサーを任命し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し 財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
 - ・内部統制委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
- 工. 内部監査

社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、関連資料とともに、「情報管理基本規程」、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い適切に保管し、管理する。

- イ. 情報の閲覧
 - 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。
- ウ. 重要情報の開示

会社の重要な情報の適時開示、IRその他の開示を所管する部署を設置する。

また、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コンプライアンスリスク、情報セキュリティ・情報システムリスク、災害等リスク、為替相場等による資金管理リスク、投資リスク、その他様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会や主管部署を設置するとともに、各種管理規程、事業継続計画、投資基準、与信限度枠の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。また、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を審議する。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

イ. グループ制

複数の事業について領域を分担して経営を行うグループ制を採用し、各グループには担当役員を任命する。グループ担当役員は、法令、定款、社内規程及び社内基準に従い、担当事業領域の経営を行う。また、グループ毎に、主要な数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

- ウ. 職務権限・責任の明確化
 - 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 親会社との関係

当社は、親会社との人的交流、営業情報の活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持する。

- イ. 子会社管理・報告体制
 - ・子会社を総括管理するための部署を設置する。また、子会社毎に主管部署を定め、当該 主管部署が「事業会社管理規程」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営 指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適 正を確保する。

- ・子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、子会社毎に、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
- ウ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 子会社のリスク管理を総括する部署を設置し、「リスク管理基本規程」において、リスク 管理統括責任者の設置、リスク管理体制の構築等リスク管理体制の整備につき指針を示す とともに、子会社のリスク管理統括責任者と情報交換を行い、リスク管理活動の支援を行 う。
- エ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 連結ベースにて中期及び短期経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため、主管部署 は「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき子会社の経営指導にあたるとともに、 当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- オ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき、各子会社に対して原則として取締役及 び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を 行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適 合するように努める。
 - ・「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス実行計画、コンプライアンス統括責任者の設置、法令ガイドラインの整備、内部情報提供制度の整備、及び法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する取締役等及び使用人からの誓約取得等コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社におけるコンプライアンス教育・研修を実施し、当社グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
 - ・子会社の業務活動全般についても監査室による内部監査の対象とする。また、監査室は、 当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、子会社に対する計画的 な監査を実施または総括し、当社グループとしての監査の質的向上に努める。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する 事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)を置くことを求めた場合は、使用人の中から補助使用人として相応しい能力・経験等を有する者を専任の補助使用人として任命する。ただし、専任の補助使用人の設置が困難な場合は、監査役は、兼任の補助使用人として監査室所属あるいはその他の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

イ. 当該使用人の取締役からの独立性

補助使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該補助使用人への指示の実効性を確保するため、補助使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属するものとし、取締役、執行役員及び使用人は補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、兼任の場合は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた当該補助使用人はその指示に対して、監査室長をはじめ、取締役、執行役員及び使用人の指揮命令を受けないものとする。なお、専任、兼任に拘わらず、補助使用人の任命、人事異動、人事評価、懲戒処分等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ア. 監査役の重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

- イ. 取締役及び執行役員の報告義務
 - ・取締役及び執行役員は、定期的に又は必要に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
 - ・取締役及び執行役員は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれが生じた場合その他法令が定める事項は直ちに報告する。
- ウ. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実
- エ. 不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前項各号に定める事項に係る報告を行った取締役、執行役員及び使用 人に対する不利益取り扱いを禁止する。

⑧ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に 報告をするための体制

ア. 子会社の取締役・監査役等による報告

子会社の取締役及び監査役等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実
- イ. 子会社から報告を受けた担当部署による報告

コンプライアンスに関する主管部署は、子会社の役職員からの次に掲げる事項に係る報告の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。

- ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実
- ウ. 不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前二項の規定に基づき報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 意見聴取の実施

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役、執行役員及び重要な使用人から職務執行の状況に関する意見聴取を実施する。

イ. 監査室の監査役との連携

監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果等及び指摘・提言事項について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

ウ. 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社の内部統制システムは、上記基本方針に基づき運用しております。基本方針に記載の項目については既に基本的な制度等を構築済みでありますが、その構築・運用状況についてレビューを行い、取締役会へ年2回報告しております。

① 内部統制システム全般

- ア.「内部統制システムに関する基本方針」を改訂し、内部統制システムの構築・運用の向上に努めました。
- イ. 取締役会の諮問委員会として、指名委員会を3回、報酬委員会を1回、ガバナンス委員会を3回開催し、取締役及び執行役員候補の選解任議案、取締役及び執行役員の業績連動型株式報酬制度、コーポレートガバナンスコードへの対応、取締役会の実効性評価などについて審議いたしました。
- ウ. 監査役と非業務執行取締役との連携を図るため、「監査役・非業務執行取締役連絡会」を 設置し、意見交換を行いました。
- エ. 財務報告に係る内部統制については、その有効性に関して監査室がレビューを行い、内部統制委員会を5回開催して審議を行いました。

② 取締役の職務執行

- ア. 当事業年度中に取締役会を18回、経営会議を39回開催し、法令、定款及び社内規程に従い、重要事項を審議・決定いたしました。
- イ. 取締役の職務執行を監督するため、代表取締役社長及び業務執行取締役は、取締役会において業務執行状況を報告いたしました。

③ コンプライアンス

コンプライアンス・情報セキュリティ委員会を2回開催し、当社及びグループ会社各社の 取締役、執行役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修の実施状況及び法令、コ ンプライアンスに関する書面取得の状況、内部通報の状況などの重点確認事項について担当 部署から報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実 施について審議し、経営会議に報告いたしました。

④ リスク管理

リスク管理委員会を3回開催し、リスクを全社的・経営的視点で統合的に把握・管理するべく、全社重要リスクの動向及び国内外事業会社を含むリスク管理活動状況のモニタリングを行い、経営会議と取締役会に報告いたしました。

⑤ 内部監査及び監査役監査

- ア. 監査室による内部監査につきましては、経営会議にて決定された当該事業年度の内部監査計画に基づき監査を行い、監査の結果及び提言事項について、社長、監査役、監査対象組織及び関係部署への報告を行っております。
- イ. 監査役監査につきましては、社外監査役3名を含む監査役4名が取締役会に出席して取締役による重要事項の決定やその執行状況の把握に努め、そのうち2名が常勤として、経営会議、コンプライアンス・情報セキュリティ委員会及びリスク管理委員会をはじめとする各種社内委員会その他の重要会議に出席し、必要に応じ議事録等関係資料の閲覧等を通じて、取締役の職務執行状況について監視・監査いたしました。
- ウ. 監査役は年度監査計画等に従い、代表取締役をはじめとする取締役、執行役員及び組織 長に対し、定期的又は適宜、ヒアリング、レビュー等を行うことにより、社内の業務運 営状況の把握に努めました。また、監査室及び会計監査人と定期的な会合を実施し、情 報共有及び意見交換を行う等、密接な連携を図りました。

⁽注) この事業報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

			(単位・日月円)
科目	金 額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<u>流動資産</u>	324,736	流動負債	162,604
現金及び現金同等物	74,615	営業債務及びその他の債務	56,788
営業債権及びその他の債権	137,736	その他の金融負債	14,818
棚卸資産	29,044	未払法人所得税	11,696
当期税金資産	76	従業員給付	21,761
その他の金融資産	20,301	引当金	995
その他の流動資産	62,963	その他の流動負債	56,545
<u>非流動資産</u>	<u>114,080</u>	<u>非流動負債</u>	<u>37,647</u>
有形固定資産	55,382	長期金融負債	31,222
のれん	10,406	従業員給付	3,839
無形資産	8,477	引当金	2,198
持分法で会計処理されている投資	5,035	繰延税金負債	387
その他の金融資産	18,721	負債合計	200,252
繰延税金資産	13,910	(資本の部)	
その他の非流動資産	2,145	株主資本	231,672
		資本金	21,763
		資本剰余金	30,526
		自己株式	△9,613
		利益剰余金	188,149
		その他の資本の構成要素	846
		<u>非支配持分</u>	6,892
		資本合計	238,564
資産合計	438,816	負債及び資本合計	438,816

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

科目	金	額
売上収益		487,018
売上原価		△368,967
<u>売上総利益</u>		118,051
その他の収益及び費用		
販売費及び一般管理費	△75,474	
その他の収益	849	
その他の費用	△1,758	△76,383
営業利益		41,667
金融収益		343
金融費用		△616
持分法による投資損益		146
税引前利益		41,541
法人所得税		△13,080
当期純利益		28,461
当期純利益の帰属		
当社株主		28,451
非支配持分		9

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	
当期首残高	21,763	33,193	△9,622	174,460	
会計方針の変更による 累積的影響額	_	_		△2,151	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	21,763	33,193	△9,622	172,309	
当期純利益	_	_	_	28,451	
その他の包括利益		_	_		
当期包括利益		_	_	28,451	
剰余金の配当	_	_	_	△12,370	
自己株式の取得	_	_	△0	_	
自己株式の処分	_	_	8	_	
株式報酬取引	_	60	_	_	
子会社の取得による増減等	_	_	_	_	
非支配持分に付与された プット・オプション	_	△2,727	_	_	
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	_	_	_	△240	
所有者との取引額等合計		△2,667	8	△12,611	
当期末残高	21,763	30,526	△9,613	188,149	

			株主資本				
	その他の資本の構成要素						
	在外営業 活動体の 換算差額	その他の包括 利益を通じて 測定する金融 資産の公正価 値の純変動	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	確定給付 制度の 再測定額	株主資本合計	非支配持分	資本合計
当期首残高	△256	1,160	1	_	220,701	4,404	225,105
会計方針の変更による 累積的影響額	_	_	_	_	△2,151	△4	△2,155
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△256	1,160	1	_	218,550	4,399	222,949
当期純利益	_	_	_	_	28,451	9	28,461
その他の包括利益	△1,399	1,367	△32	△236	△300	△588	△888
当期包括利益	△1,399	1,367	△32	△236	28,151	△578	27,572
剰余金の配当	_	_	_	_	△12,370	△82	△12,453
自己株式の取得	_	_	_	_	△0	_	△0
自己株式の処分	_	_	_	_	8	_	8
株式報酬取引	_	_	_	_	60	_	60
子会社の取得による増減等	_	_	_	_	_	3,154	3,154
非支配持分に付与された プット・オプション	_	_	_	_	△2,727	_	△2,727
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	_	4	_	236	_	_	_
所有者との取引額等合計	_	4		236	△15,029	3,071	△11,957
当期末残高	△1,655	2,532	△31	_	231,672	6,892	238,564

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	297,420
現金及び預金	36,059
受取手形	305
売掛金 リース投資資産	113,777
ワース投員員座 商品	18,852 20,705
位掛品	1,312
前払費用	50,143
関係会社預け金	52,777
その他	3,500
貸倒引当金	△13
固定資産	86,316
有形固定<u>資産</u> 建物	33,496 19,637
構築物	19,037
工具、器具及び備品	5,330
土地	5,970
リース資産	2,364
無形固定資産	<u>6,474</u>
ソフトウェア	6,391
リース資産 その他	31 51
せい	46,344
投資有価証券	9,991
関係会社株式	21,336
出資金	15
従業員に対する長期貸付金	4
長期前払費用	363
前払年金費用 繰延税金資産	1,754 5,088
深些恍並貝烓 その他	7,826
貸倒引当金	~,020 △35
2 3.53 3 1	
次立人引	202 726
資産合計	383,736

	(単位:百万円)
科目	金 額
(負債の部) 流動負債 買り表表 高額 買り未未前預前賞役受ア資を を を を を を を を を を を を の の の の の の の の	151,954 45,259 4,243 8,299 7,295 5,946 20,318 43,646 9,095 167 504 307 12 6,857 15,289 13,242 2,011 35
負債合計	167,243
(純資産の部) 株主資本 資本 資本 資本 資本 資本 資本 資本 資本 資本 資本 一 資本 一	213,779 21,763 33,076 13,076 20,000 168,553 504 168,049 54,900 113,149 △9,613 2,713 2,744 △31
純資産合計	216,492
負債・純資産合計	383,736

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

科目	金	額
売上高		424,723
売上原価		342,584
売上総利益		82,138
販売費及び一般管理費		59,118
営業利益		23,020
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	7,115	
業務受託料	1,383	
為替差益	145	
その他	341	9,052
営業外費用		
支払利息	86	
投資事業組合運用損	20	
その他	35	142
経常利益		31,930
特別利益		
投資有価証券売却益	16	16
特別損失		
減損損失	125	
損害賠償金	531	
その他	25	682
税引前当期純利益		31,264
法人税、住民税及び事業税	8,353	
法人税等調整額	△638	7,715
<u>当期純利益</u>		23,549

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

		株主資本						
			資本剰余金		利益剰余金			
	資本金		その価資本	資本剰余金	利益	その他利	益剰余金	利益剰余金
	~+-	資本準備金	剰余金	合計	準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	合計
当期首残高	21,763	13,076	20,000	33,076	504	54,900	101,991	157,396
当期変動額								
分割型の会社分割による 減少	_	_	_	_	_	_	△20	△20
剰余金の配当							\triangle 12,370	△12,370
当期純利益	_		_			_	23,549	23,549
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	_	_
自己株式の処分	_	_	_	_	_	_	_	_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	_		_	_	_	11,157	11,157
当期末残高	21,763	13,076	20,000	33,076	504	54,900	113,149	168,553

	株主資本		1			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△9,622	202,613	1,388	1	1,389	204,002
当期変動額						
分割型の会社分割による 減少	_	△20	_	_	_	△20
剰余金の配当	_	△12,370		_	_	△12,370
当期純利益	_	23,549	_	_	_	23,549
自己株式の取得	△0	△0	_	_	_	$\triangle 0$
自己株式の処分	8	8	_	_	_	8
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	_	1,355	△32	1,323	1,323
当期変動額合計	8	11,166	1,355	△32	1,323	12,489
当期末残高	△9,613	213,779	2,744	△31	2,713	216,492

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大久保孝一 ⑩

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 波多野伸治 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して 責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

 取
 締
 役
 会
 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 大久保孝一 ⑩

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 波多野伸治 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 統企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継 統企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室(内部監査部門)その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の 状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通 及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財 政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認め られません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益 を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取 締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 監査役会

常勤監查役

高田博史印

常勤監査役(社外監査役)原田恭行印

監査役(社外監査役) 多田敏明印

監査役(社外監査役) 原 勝彦印

以上

Х	モ		

メモ			

Х	Ŧ		

メモ			

Х	Ŧ		

メモ		

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール



スマートフォンやタブ レット端末から下記の QRコードを読み取る とGoogleマップにア クセスいただけます。



■ 交通のご案内

地下鉄大手町駅 C2b出口直結

■東京メトロ ● 千代田線「大手町駅」 神田橋方面改札より 徒歩約2分

■ 丸ノ内線「大手町駅 | サンケイ前交差点方面跳出り 徒歩約5分

徒歩約5分

● 半蔵門線「大手町駅」 ● 東西線 「大手町駅」

皇居方面改札より 中央改札より

徒歩約9分

「竹橋駅|

4番出□より 徒歩約2分

■都営地下鉄

● 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約6分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い 申しあげます。

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

〒100-6080 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル TEL 03-6203-5000(代) URL http://www.ctc-g.co.jp/





